

「体罰」

と聞いてあなたは何をイメージしますか？

このような行為は
すべて体罰です

- ・言葉で3回注意したけどいうことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったで、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押し付けた



直接的・身体的な行為でなくても、子どもの心を傷つけることは子どもの権利を侵害します

- ・子どもの前で妻に暴力を振るった
- ・お前なんて生まれてこなければよかったと言った
- ・兄弟と比べてお前はだめな子だと言った



《保護者自身の工夫のポイント》

否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。そして、それは子どものことが原因なのか、自分の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみると、気持ちが少し落ち着くことがあるかもしれません。

深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけれられるとよいでしょう。

清流

令和六年十一月号



(0581)
52-1110
山県警察署
西武芸駐在所

犯罪被害者週間

知ってもらいたい、
犯罪被害者や
その家族のことを

大切な人、大切なものを奪われたり、傷付けられたりして、普段の生活や仕事が思うようにできないこともあります。

知ってもらいたい、
二次的被害 (※)
について

興味本位からの無責任な噂話はやめて、普段どおり側にいて、話を聞いてください。

知ってもらいたい、
相談窓口があることを

TEL : 0120-968-783

(平日10時～16時)

(公社) ぎふ犯罪被害者支援センター

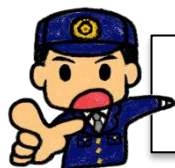
お住まいの市町村にも
相談窓口があります。



山県警察署
ホームページ
QRコード

※二次的被害とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲からの配慮のない言動やインターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損やその他の被害のことで、いわゆる二次被害のことです。

とどけよう やさしいころ
おもいやり
11月25日～12月1日は、
犯罪被害者週間です



あなたのお金狙われてますよ！

全国ニュースでは、凶悪な強盗犯たちが一般住宅に押し入り、住人に危害を加えた事件が連日の様に報道されています。

自分自身だけでなく、家族の身を守るため、下記の防犯対策を行ってください。



- ・昼夜を問わず、在宅時でも玄関や窓の施錠を心がける
- ・来訪者に対して、安易に玄関ドアを開けない(インターホンやドアチェーンを活用する)
- ・自宅に必要以上の現金を保管せず、第三者に自宅の現金や貴金属等について教えない
- ・防犯カメラやセンサーライトなどの防犯設備を活用する
- ・窓ガラスに防犯フィルムを貼ったり、窓サッシ用補助錠を活用する

不審な人や車を見かけたら、即110通報を!!



～国際電話による詐欺急増！不要な場合は直ちに利用休止！～